

横浜国立大学入学者選抜における災害救助法等の適用地域の
被災者に対する入学検定料免除特別措置について

横浜国立大学
令和5年4月17日

本学では、災害等で被災した受験生の進学の機会を確保する観点から、本学入学者選抜試験において、出願に際し入学検定料免除の特別措置を行います。

特別措置を希望する方は、出願する学部・大学院入試担当係又は学務・国際戦略部入試課までお問い合わせください。

記

1. 免除対象入学者選抜試験

令和5年10月入学及び令和6年4月入学に係る本学学部・大学院入学者選抜試験

2. 対象者

以下のいずれかに該当する者で、上記1. の本学学部・大学院入学者選抜試験に出願する方

- (1) 災害救助法適用地域において地震、台風等の災害により被災した
① 主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した
② 主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明である
- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された

3. 申請方法

「入学検定料免除申請書」（別紙様式）及び下記事由に関する証明書等（写し可）を添付して、出願する学部・大学院入試担当係に申請してください。

- (1) 災害救助法適用地域において地震、台風等の災害により被災

- ① 主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
※地方公共団体が発行する罹災証明書を添付してください。
② 主たる家計支持者が災害により死亡又は行方不明である場合
※「死亡又は行方不明を証明する書類」を添付してください。

- (2) 居住地が福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された場合

※地方公共団体が発行する罹災証明書又は被災証明書等を添付してください。

注) 出願期間までに罹災証明書等の提出ができない等の理由により、特別措置の申請ができない場合には、各学部・大学院が定める期日までに、入学検定料を必ず納付し出願手続きをしてください。

後日、特別措置申請への必要書類が揃いましたら、申請してください。この場合には、入学検定料納付後であっても入学検定料相当額を返還します。

【本件問い合わせ先】

○横浜国立大学学務・国際戦略部入試課

電話 045-339-3121 (平日 9:00~12:45, 13:45~17:00)

E-mail nyushi1@ynu.ac.jp

○出願する学部・大学院入試担当係

(募集要項等に記載のある連絡先電話番号にお問い合わせください)

入学検定料免除特別措置申請書

令和 年 月 日

横浜国立大学長 殿

志望学部・大学院 _____

志願者 氏名 _____

住所 _____

連絡先 Tel _____

主たる家計支持者 氏名 _____

住所 _____

連絡先 Tel _____

私（又は私の主たる家計支持者）は、下記のとおり被災しましたので、該当事項の証明書を添付のうえ、令和5年10月入学及び令和6年4月入学に係る入学検定料免除の特別措置を申請します。

記

【申請事由の該当する箇所の □ にチェックし、※印の証明書（写し可）を添付してください】

- 災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した
 - 主たる家計支持者が所有する家屋が、全壊、大規模半壊、半壊、流失した
※地方公共団体が発行する罹災証明書を添付してください。
 - 主たる家計支持者が災害により死亡または行方不明である
※「死亡又は行方不明を証明する書類」を添付してください。
- 居住地が、福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された
※地方公共団体が発行する罹災証明書又は被災証明書等を添付してください。

注) 出願期間までに罹災証明書等の提出ができない等の理由により、特別措置の申請ができない場合には、各学部・大学院が定める出願期間までに、入学検定料を必ず納付し出願手続きをしてください。

後日、特別措置申請への必要書類が揃いましたら申請してください。この場合には、検定料納付後であっても入学検定料相当額を返還します。